

令和5年4月28日

第 4 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和5年4月28日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 17 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 18 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 19 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 20 号 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第 3 号 非農地証明について

その他

出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	3 番 谷 新子	4 番 宮脇 和幸
6 番 高本 光之	7 番 立花 達也	8 番 水場 光輝	9 番 今井 満
10 番 亀山 博司	11 番 秋光 貴志	12 番 大道 正孝	13 番 長迫 秀
14 番 新田 隆次	17 番 本末 満	18 番 石田 尚則	19 番 北村 正次

欠席委員

5 番 横段 登 16 番 棕開地 省二

推進委員

平原 務 小尻 博行 前田 耕壯

事務局

沖元事務局長 倉中事務局次長 庭月野主査 藤並主任 根本主事

(午後2時)

議長（北村）：総会に先立ちまして、この程の事務局員の人事異動により農業委員会事務局に、倉中事務局次長、藤並主任が着任されました。順にご挨拶をお願いします
事務局挨拶（倉中事務局次長、藤並主任）

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和5年第4回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、17番 本末委員、18番 石田委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、5番 横段委員、16番 棕開地委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付は、議案書（申請地位置図）のみでございます。また、本日の配付として、令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について 呉市遊休農地再生支援事業（令和5年度募集要項）、農林水産課の事業計画書、呉市の農業振興、緑の募金のパンフレット・花の種・緑の羽根、農林土木課の事業計画書、4月分の報酬の支給明細書です。皆さんお手元にありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、柘原町字荒蒔〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計777㎡でいずれも第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。なお、今月から下限面積要件の適用はありません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏木委員：1番 柏木です。申請地は市役所から見て灰ヶ峰の真裏に位置しており日当たりが良く、管理もされています。譲受人は、隣地の耕作者です。譲渡人は高齢で耕作困難であることから譲受人の希望により売却するものです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 長：ないようでしたら、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、苗代町字松ノ本〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田及び雑種地、面積は合計1,024㎡でいずれも第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、業務多忙により耕作困難なため売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜及び果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

推 進 委 員：推進委員 平原です。申請地は、周りを田んぼに囲まれた田、譲受人はブルーベリーを作付けて観光農園として利用するものです。使い勝手のよくない土地を有効活用して欲しいと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、苗代町字湯舟〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計1,482.08㎡でいずれも第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で耕作困難なため売却するもので、譲受人は新規就農し、水稻を作付けするものです。申請地は現状すぐに耕作できる状態にはありませんが、譲受人は土木工事業者であり、田畑の改良工事や借地での農業経験があり、仕事の合間に田を整備し来年から自作農を行いたいとのこととです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏 木 委 員：1番 柏木です。申請地は、1番の近くにあり軟弱な地盤で耕作には不向きと考えますが、申請者は、土木業者でもあり整備は得意とのこととです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番と5番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局から説明をお願いします。

事 務 局：4番及び5番を一括して説明いたします。4番の申請地は、弥生町〇〇番、地目は畑、面積は251㎡。5番の申請地は、弥生町〇〇番、地目は畑、面積は297㎡。合わせて548㎡でいずれも第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

推 進 委 員：推進委員 平原です。譲受人は規模拡大をしようとするものです。小高い山で昨年まで野菜の作付けが行われており、少し手を入れれば十分耕作が可能です。また上の段では以前、果樹が栽培されていまさいた。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、4番と5番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、4番と5番は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、仁方宮上町〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は29㎡で第3種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は新規就農し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏 木 委 員：1番 柏木です。申請地の写真左側に写っている家が譲受人の家です。譲受人も高齢ではありますが、自宅の目と鼻の先にあることから、譲渡人に代わり耕作してくれると思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、倉橋町字本倉井〇〇〇〇番、地目は畑、面積は703㎡の農用 地
区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、売却する
もので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。譲受人は、39歳の働き盛りで、認定農業者団体の構成員であること
から適正な管理をしてくれると思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、川尻町久俊2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は361㎡の第2種
農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、
譲受人は主体となって耕作しており、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

推 進 委 員：推進委員 前田です。譲渡人と譲受人は夫婦で、妻の要望で権利移転するもので特に問
題は無いものと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：9番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、安浦町内海南1丁目〇〇〇〇番〇ほか6筆、地目は田、面積の合計は
2,066㎡でいずれも第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人
の要望により売却するもので、譲受人は新規就農し、果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、安浦町の中心部にあり民家と田畑が混在しています。譲受人は現在、芸南農協の研修を受けています。現地をきれいに耕作しており、頑張ってもらえばと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：10番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：10番の申請地は、呉市下蒲刈町下島字中迫〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計2,434㎡の農振農用区域内の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢により、耕作困難なため売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大するため、新たに農地を取得し、レモンと野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

本末委員：17番 本末です。申請地は、見ての通りの急傾斜地で、野菜栽培には向かないように思いますが元々フキの栽培がされているようです。レモンは、植えれば育つものではない旨の指導しておきました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：次に、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、倉橋町字大城戸〇〇〇〇番、地目は田、面積は373㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場と倉庫として利用するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用区域には、指定されてい

ません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は、釣士田の森本病院の西横の道を入った場所にあり以前から
駐車場として利用されていました。農地として利用するには難しい状況ではないの
かなと考えます。ご審議ほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定し、許可すると決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町大字赤向坂字宮迫〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は861㎡の
第2種農地です。転用の目的は、倉庫、車庫及び資材置場として利用するものです。しか
しながら、写真でもお分かりのように、既に倉庫及び車庫として利用されているため、農
地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令に
ついては、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農
用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、安浦町の北東部に位置し写真左の県道沿いに位置します。
申請人の親の代から現状の状況で糶摺りと倉庫として利用されております。ご審議ほどよ
ろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可すると決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町安登西2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は182㎡の第2
種農地です。転用の目的は、資材置場として利用するものです。しかしながら、以前から
資材置場として利用されていたため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添

付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、西安登近くにあり、豪雨災害の際に残土等の仮置き場として使われていた場所です。災害復旧に協力してもらった土地ということで仕方ないのかなと思います。ご審議ほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

水 場 委 員：写真の右側に写っている隣接した土地は、どうなっているのか。

今 井 委 員：申請地と同様に残土等の仮置き場であったが、地権者が異なります。

水 場 委 員：今後、同様の申請が出てくるのか。

議 長：始末書添付であるかもしれません。他にありませんか。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可すると決定します。

議 長：次に、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、苗代町字河原田〇〇〇番ほか2筆、地目は田、面積は合計1,697㎡。いずれも第2種農地です。転用の目的は、資材置場として使用するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地を建築資材置場として使用し木材や足場用のポールなどを仮置きするものです。すでに、（今年の3月より）資材置場として使用されていることから、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

推 進 委 員：推進委員 平原です。譲渡人は、高齢のため耕作できません。既に田んぼの一部に資材が搬入されており残地も資材置場として利用される予定です。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定し、許可すると決定します。

議 長：次に、2番と3番は譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町安登西2丁目〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田、面積は合計で65㎡の第2種農地、3番の申請地は、安浦町安登西2丁目〇〇〇〇番、地目は田、面積は1,144㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、2番が太陽光パネル90枚、発電容量49.5kw、3番が太陽光パネル174枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。関係法令については、全量自家発電となるため再生可能エネルギー発電事業計画認定の代わりとなる電気売買契約書の写しの提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約承諾となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：今井です。申請地は、4条の申請地から500m程離れた場所で南向きであり日当たりが良い土地ですが獣害被害が多く仕方なく、太陽光発電に転用するもので、草刈りを年3回程程度の管理はするとのこと。ご審議ほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

本 末 委 員：申請の2番と3番では、パネルの枚数は倍であるのに発電量は大差ないが何故か。

事 務 局：2番と3番は、共に49.5kwのパワーコンディショナーが装備されています。3番のパネルには90kwの発電能力がありますがパワーコンディショナーの容量が同じなので発電量に差は生じない。

議 長：ご理解いただけたでしょうか。他にありませんか。

議 長：ないようですので、2番と3番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、2番と3番は、許可すると決定します。

議 長：次に、4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町安登東4丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は59㎡の第2種農地です。転用の目的は、隣接地の駐車場として利用するため、売買するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

推 進 委 員：推進委員 前田です。申請地の左に家があります。申請人がこの家を購入し駐車場が無いので、駐車場へ転用し利用したいとのことで、周りの迷惑はかからないと思います。ご審議ほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可すると決定します。

議 長：次に、議案第20号「令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1ページ「Ⅰ 農業委員会の状況」は、令和5年4月1日現在の農業委員会の現在の体制や農家・農地の概要です。2ページ「Ⅱ最適化活動の目標」は、1最適化活動の成果目標（1）農地の集積①現状及び課題は、令和5年4月現在の管内の農地面積2,040haに対してこれまでの集積面積は50.9haで集積率は2.5%となっています。②目標は、国や県から、各市町が令和12年度までに達成すべき数値目標が設定された結果、その間の経過年数で割り戻した数値を目標とするよう指示があったため、今年度の新規集積面積50haなど過大な目標となっています。（2）遊休農地の解消、現在の1号遊休農地面積は114haとなっており、目標は、国や県の指示によるものです。3ページ（3）新規参入の促進は、令和4年度の新規参入者は9経営体、2.8haで、目標は3年間の権利移動面積の平均の1割で1.2haとなっています。2最適化活動の活動目標は、1人当たりの活動日数を月当たり6日にしておりますが、これは対外的な目標であり、目標の達成率を上げるために、あえて目標を低く設定するものです。実際の活動は、毎月10日以上を目標としてください。活動強化月間の設定目標は、8月の農地集積会議で農地の出し手リストを活用して農地の集積に取り組み、10月頃の農地パトロールで遊休農地近隣農業者及び担い手への戸別訪問等により、遊休農地の解消に取り組み、12月の地区会で農地の出し手リストを活用して新規参入名簿を作成し、新規参入の促進に取り組むこととしています。4ページは新規参入相談会への参加目標です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

高 本 委 員：私の本心として、数値目標はあって良いがこれをクリアできる政策、方法を示していた

だけないか。農家は資材を購入し10%の消費税を払うが、生産物を販売した時は8%である。こんな業態はそうはない。新規就農者にやれやれとは言いにくい状況である。

議 場：他にありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、案のとおりでご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、案のとおり制定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第4条の規定による届出が2件、農地法第5条の規定による届出が7件、合計で9件ございましたので、報告します。続きまして、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、非農地証明申請について4件を証明しましたので報告します。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：「農林水産課の遊休農地再生事業の活用における耕作放棄地の取り扱いについて」説明

高 本 委 員：今の遊休農地再生事業について、農林水産課からの説明はないのですか。

事 務 局：この後の意見交流会で、農林水産課の説明があると思います。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和5年第5回総会は、5月31日 水曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和5年第4回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時55分)

以上は、令和5年第4回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 5 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員